

## 特定非営利活動法人 北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会」という。

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市豊平区におく。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、広く市民の方々の知恵とエネルギーを結集して、既存の教育の枠にこだわらず、子どもたちが生き生きと人間らしく学び、成長できるよう、実践活動、相談・支援活動、調査活動などを行い、子どもの健全育成に寄与する。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 福祉の増進を図る活動

#### (事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- (1) 児童・青年の学習や自発的活動への援助
- (2) 児童・青年への教育実践を推進する人々への支援
- (3) 児童・青年及び父母・教育関係者への教育相談
- (4) 教育に関わる機関・団体との協同交流活動
- (5) 調査研究、講座開催、出版物の発行
- (6) 普及のための広報、上記に付随する事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動に協力する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員となるための条件は、別に定めない。

2. 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3. 理事長は第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (年会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納し、会員として継続の意思がないと認められたとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長、1ないし2名を副理事長とする。1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選出する。

2. 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。専務理事は事務局長を兼ねる。

3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とするが、次の総会まで任期を延長することができる。但し役員再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行われなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合にはその役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人は、若干名の顧問を置くことができる。また、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は年1回開催する。

2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができ

る。

3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものと見なす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名または記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会の議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名または記名・押印しなければならない。

ない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号の掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画)

第42条 この法人の事業計画は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

### (事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第45条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において、正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第49条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットのホームページにも案内する。

## 第10章 雑則

(細則)

第50条 この定款の施行について、必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は平成17年5月31日までとする。

理事長	鈴木 秀一
副理事長	田中 傳右衛門
同	吉野 正敏
専務理事	澤口 謙
理事	熊谷 和夫
同	多田 和子
同	二階堂 充
同	廿日岩 ミサコ
同	日沖 晃
同	細田 孝哉
監事	磯野 慶子
同	吉田 弘
3. この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成16年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員
    - ① 個人正会員 5,000円(年額)
    - ② 団体正会員 50,000円(年額)
  - (2) 賛助会員
    - ① 個人賛助会員 3,000円(年額)
    - ② 団体賛助会員 30,000円(年額)
6. この定款は、平成21年8月26日に一部変更する。